

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所

### シンガポール向け静岡県産緑茶の輸出について

福島原発事故の影響により、シンガポールへ規制対象となる食品を輸出する場合、相手国税関において「日本政府作成の産地証明書」（都道府県にて発行）、もしくは「指定フォームに基づく商工会議所のサイン証明書」を提出する必要があります。

このたび、シンガポールに輸出された静岡県産の緑茶について、サイン証明による産地証明書を添付し、また、現地での放射線検査においても基準値を大幅に下回っているにもかかわらず、複数回にわたりシップバックされる事例が発生しました。

現在、日本国政府では対応を改めるよう交渉していますが、シンガポール政府より回答が得られておらず、そのため、農林水産省より日本商工会議所に対しまして、「静岡県産の茶葉の輸出については、静岡県に産地証明を申請するよう周知をしてほしい」との依頼がございました。

つきましては、同国向けに静岡県産の茶葉を輸出されます皆様におかれましては、可能な範囲におきまして、静岡県にて発行する産地証明をご利用いただきますようお願い申し上げます。

静岡県産の産地証明に関する産地証明についての問い合わせ先  
静岡県経済産業部振興局マーケティング推進課 TEL : 054-221-2808

以 上

#### 【本件担当】

神戸商工会議所・産業振興部貿易証明係

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6-1 電話:078-303-5807 FAX:078-306-2348